

令和8年6月22日

保護者各位

NPO 法人スマイルはたっこ
(四万十市放課後児童クラブ運営事務局)

基本利用料免除について（ご案内）

日頃は、四万十市放課後児童クラブの運営にご理解ご協力賜り、ありがとうございます。

さて、放課後児童クラブ基本利用料免除についてご案内します。四万十市就学援助制度の対象者と認定された場合、放課後児童クラブ基本利用料が免除されます。審査結果が7月上旬に届くと思っておりますので、就学援助制度の対象と認定されたご家庭は、必要書類をご利用中の放課後児童クラブに提出してください。

なお、**基本利用料保留申請書をご提出いただいているご家庭も基本利用料免除申請が必要ですので、ご注意ください。**

基本利用料の免除が決定された場合、すでにお支払いいただいている4～7月分の利用料をテトル集金機能にご登録の金融機関口座にお振込みにて返金させていただきます。

- 【提出書類】 令和8年度放課後児童クラブ利用料免除申請書
四万十市就学援助審査通知書のコピー
- 【提出期限】 令和8年7月17日（金）
- 【提出先】 ご利用中の放課後児童クラブ
- 【ご注意】 期限を過ぎて申請書を提出された場合、提出された日の翌月から基本利用料が免除されます。

(お問い合わせ)

ご利用中の放課後児童クラブ

または、放課後児童クラブ運営事務局

☎0880-34-8361

令和8年度 放課後児童クラブ利用料免除申請書

令和8年 月 日

住 所 _____

保護者氏名 _____

電話番号 _____

放課後児童クラブ利用料について、四万十市教育委員会から「四万十市就学援助審査通知書」の交付を受け、要保護者または準要保護者に認定されましたので、下記の児童の利用料免除を申請します。

記

1. 対象児童

ご利用中の 放課後児童クラブ	学級
児童の氏名・学年	(年)
児童の氏名・学年	(年)
児童の氏名・学年	(年)

2. 添付資料

四万十市就学援助審査通知書のコピー